

## 【資料】

# 分収方式による再生可能エネルギー設備の設置等促進法案

—法案作成講座第19期：2023年12月

2004年から、毎年秋に、ひとつのテーマを決めて法案を作成する自主講座「法案作成講座」を開催している。2021年からオンライン開催としている。今年のテーマは、分収方式による再生可能エネルギー設備の設置等促進法案であった。参加者から、法案に盛り込むべき事項について意見を聞いて、参加者と対話を行いつつ条例案を作成した。講座は、2023年12月1日、8日、15日の18：30-20：00に開かれた。参加者は、一部参加を含め、45名であった。（倉阪秀史）

（目的）

第一条 この法律は、分収方式による再生可能エネルギー設備の設置並びに維持及び管理を促進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「分収設備設置契約」とは、一定の土地についての再生可能エネルギー設備の設置に関し、その土地の所有者（以下「設置地所有者」という。）、設置地所有者以外の者でその土地において再生可能エネルギー設備の設置を行うもの（以下「設置者」という。）並びに設置地所有者及び設置者以外の者でその再生可能エネルギー設備の設置に要する費用の全部若しくは一部を負担するもの（以下「設置費負担者」という。）の三者又は設置地所有者、設置者及び設置費負担者のうちのいずれか二者が当事者となって締結する契約で、その契約条項中において、次に掲げる事項を約定しているものをいう。

一 設置地所有者を当事者とする契約においては、設置地所有者は、設置者のため

にその土地につきこれを再生可能エネルギー設備の設置の目的に使用する権利を設定する義務（設置者を契約当事者としがない場合にあっては、自らその土地に再生可能エネルギー設備を設置し、並びにその設置された設備の維持及び管理を行う義務）を負うこと。

二 設置者を当事者とする契約においては、設置者は、その土地に再生可能エネルギー設備を設置し、並びにその設置された設備の維持及び管理を行う義務（設置地所有者を契約当事者とせず、かつ、設置者がその土地につきこれを再生可能エネルギー設備の設置の目的に使用する権利を有しない場合にあっては、設置地所有者から当該権利の設定を受けてこれらの行為を行う義務）を負うこと。

三 設置費負担者を当事者とする契約においては、設置費負担者は、設置者（設置者を契約当事者としがない場合にあっては、設置地所有者）に対し、前二号の設備の設置、維持及び管理に要する費用の全部又は一部を支払う義務を負うこと。

四 各契約当事者は、一定の割合により、当該契約に係る再生可能エネルギー設備の設置による収益を分収すること。

五 第一号又は第二号の契約事項の実施により設置された再生可能エネルギー設備は、各契約当事者の共有とすること。

六 前号の場合における各共有者の持分の割合は、第四号の一定の割合と等しいものとする。

2 この法律で「募集」とは、分取設備設置契約の当事者となろうとする者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分取設備設置契約の設置費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための分取設備設置契約の締結の申込みを勧誘することという。

3 この法律で「途中募集」とは、分取設備設置契約の当事者が、不特定かつ多数の者に対し、当該分取設備設置契約の設置費負担者として権利を取得し義務を負うこととなるための申込みを勧誘することという。

(契約の締結のあっせん)

第三条 都道府県知事は、分取設備設置契約の当事者となろうとする者から分取設備設置契約の締結についてのあっせんの申出があった場合において、これを相当と認めるときは、適正な分取設備設置契約が締結されるようにあっせんに努めるものとする。

(民法の特例)

第四条 分取設備設置に係る共有設備については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項（共有物の分割請求）の規定は、適用しない。

(分取設備設置契約に係る募集又は途中募集の届出)

第五条 分取設備設置契約に係る募集又は途中募集をする者（以下「募集者」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の二月前までに、次に掲げる事項を当該分取設備設置契約に係る

土地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 募集又は途中募集の別

三 募集又は途中募集に係る申込みの期間

四 当該分取設備設置契約に係る土地の所在及び面積並びに再生可能エネルギー設備の種別及び設備容量

五 前号の土地の全部又は一部が法令によりその再生可能エネルギー設備の設置につき制限がある土地の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

六 当該分取設備設置契約の存続期間

七 再生可能エネルギー設備の設置又は運営の内容、時期及び方法並びに再生可能エネルギー設備の設置又は運営を行う者の氏名又は名称及び住所

八 各契約当事者が負担する再生可能エネルギー設備の設置又は運営に要する費用（以下「設置等費用」という。）の範囲並びに募集又は途中募集に係る設置費負担者が負担すべき費用の額及び支払方法

九 当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置による収益の分取の割合

十 当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備が生み出す電力の販売の方法

十一 当該当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の滅失その他の損害を填補する措置に関する事項

十二 当該分取設備設置契約の変更又は解除に関する事項

十三 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者が当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間において当該届出に係る事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、同項の都道府県知事にその旨

を届け出なければならない。

(変更勧告)

第六条 都道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る事項からみて、適正な再生可能エネルギー設備の設置若しくは運営が行われぬおそれがあると認めるとき、又は設置費負担者の正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、当該募集又は途中募集に係る申込みの期間の開始する日の前日までの間に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る事項を変更すべき旨を勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従っていないと認めるときは、その旨を公表することができる。

(募集又は途中募集に係る分収設備設置契約の変更の届出)

第七条 第五条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項(同条第二項の規定による届出に係る変更、前条第一項の規定による勧告に従った変更、この条の規定による届出に係る変更又は第十六条第一項の承認に係る変更があったときは、当該変更後の事項。次条第一項及び第二項において同じ。)であって再生可能エネルギー設備の設置又は運営に係るものについて変更(第十六条第一項の承認に係るものを除く。)があったときは、主務省令で定めるところにより、第五条第一項の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(届出事項の遵守)

第八条 第五条第一項の規定による届出に係る分収設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は運営を行う者(以下「運営者」という。)は、当該届出に係る事項に従って再生可能エネルギー設備

の設置又は運営を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する者が同項の規定に従っていないと認めるときは、その者に対し、当該届出に係る事項に従って再生可能エネルギー設備の設置又は運営を行うべき旨を勧告することができる。

3 第六条第二項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(報告徴収)

第九条 都道府県知事は、募集者又は運営者に対し、第五条から前条までの規定の施行に必要な限度において、当該募集若しくは途中募集の実施状況、当該募集若しくは途中募集に係る分収設備設置契約の内容又は当該分収設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は運営の実施状況について報告を求めることができる。

(帳簿の作成等)

第十条 運営者は、分収設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は運営に関する事務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(財産の分別管理)

第十一条 運営者は、分収設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置による収益その他主務省令で定める財産については、整然と管理する方法として主務省令で定める方法により、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

(管理事務の報告)

第十二条 運営者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該分収設備設置契約の設置費負担者に対し、当該分収設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置による収益その他の再生可能エネルギー設備の設置又は運営に関する事務に関する報告をしなければならない。

(書類の閲覧)

第十三条 運営者は、主務省令で定めるところにより、当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は運営に関する事務及び財産の状況を記載した書類をその事務所ごとに備え置き、当該分取設備設置契約に係る関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(収益積立金)

第十四条 運営者は、当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置による収益を適正に確保するため、当該分取設備設置契約の存続終了までの間、毎年度、当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備ごとに、都道府県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を収益積立金として積み立てなければならない。

- 2 収益積立金の積立ては、主務省令で定めるところにより、独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇機構（以下「機構」という。）にしなければならない。
- 3 収益積立金は、機構が管理する。
- 4 収益積立金の額は、当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は運営に必要な費用の額及び当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備が生み出す電力の販売価格を基礎とし、主務省令で定める算定基準に従い、都道府県知事が算定して通知する額とする。
- 5 機構は、主務省令で定めるところにより、収益積立金に利息を付さなければならない。
- 6 運営者又は運営者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該分取設備設置契約に係る再生可能エネルギー設備を承継する者が存しないときは、

当該法人の役員であつた者を含む。）は、収益積立金の積立てをしている再生可能エネルギー設備について滅失その他の損害が発生した場合その他主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再生可能エネルギー設備に係る収益積立金を取り戻すことができる。

- 8 前各項に定めるもののほか、収益積立金の積立て及び取戻しに関し必要な事項は、主務省令で定める。

(適用除外)

第十五条 第五条から前条までの規定は、次に掲げる者には、適用しない。

- 一 地方公共団体
- 二 地方公共団体の媒介により分取設備設置契約（その契約条項中において当該地方公共団体が契約当事者としてその契約に係る再生可能エネルギー設備の設置又は管理の全部を行う義務を負うことを約定しているものに限る。）に係る募集又は途中募集をする者  
(契約条項の変更に係る承認)

第十六条 分取設備設置契約の当事者は、当該分取設備設置契約について契約条項の変更を行うことにより、当該変更後の利益の額（各契約当事者が分取する再生可能エネルギー設備の設置による収益の額から当該各契約当事者が負担する再生可能エネルギー設備の設置による費用の額を控除して得た額をいう。）が当該変更前の当該利益の額よりも増加する見込みがある場合には、単独で又は共同して、当該分取設備設置契約の契約条項の変更について、当該分取設備設置契約に係る土地を管轄する都道府県知事の承認を求めることができる。

- 2 前項の承認を求めようとする分取設備設置契約の当事者は、次に掲げる事項を書面をもって示さなければならない。
  - 一 契約条項の変更の内容

二 契約条項の変更を行わないこととした場合に見込まれる再生可能エネルギー設備の設置による収益の額及び再生可能エネルギー設備の設置による費用の額並びにこれらの算定の根拠

三 契約条項の変更を行うこととした場合に見込まれる再生可能エネルギー設備の設置による収益の額及び再生可能エネルギー設備の設置による費用の額並びにこれらの算定の根拠

四 変更後の契約事項が実施可能なものであること及びその根拠

五 契約条項の変更がその効力を生ずる日(前項の承認を求める日から六月を経過した日以後の日に限る。以下「効力発生日」という。)

六 その他契約条項の変更に必要な事項

3 都道府県知事は、前項第二号から第四号までに掲げる事項が次の各号のいずれにも該当すると認められる場合でなければ、第一項の承認をしてはならない。

一 前項第二号及び第三号の再生可能エネルギー設備の設置による収益の額及び再生可能エネルギー設備の設置による費用の額の算定の方法が適正かつ合理的であること。

二 前項第二号及び第三号の再生可能エネルギー設備の設置による収益の額及び再生可能エネルギー設備の設置による費用の額の算定の根拠となる額その他の事項の裏付けとなる合理的な根拠が示されていること。

三 その他当該分収設備設置契約の他の当事者が契約条項の変更を承認するかどうかの合理的な判断に必要なものとして主務省令で定める基準に適合していること。(契約条項の変更前の公告等)

第十七条 提案者(前条第一項の承認を受けた分収設備設置契約の当事者をいう。

以下同じ。)は、当該承認があった日から二週間以内に、次に掲げる事項を、公告するとともに、当該分収設備設置契約の他の当事者で知っているものに対し書面をもって通知しなければならない。

一 前条第二項第一号から第五号までに掲げる事項

二 当該分収設備設置契約の当事者で契約条項の変更について異議がある者は一定の期間(以下「異議申述期間」という。)内に異議を述べるべき旨

三 その他契約条項の変更に必要な事項

2 異議申述期間は、一月を下ってはならない。

(契約条項の変更のみなし承認等)

第十八条 異議申述期間内に異議を述べた分収設備設置契約の当事者(以下「異議のある契約当事者」という。)がないときは、当該分収設備設置契約の当事者の全部が契約条項の変更を承認したものとみなす。

第十九条 異議のある分収設備設置契約の再生可能エネルギー設備の設置による収益の分収の割合の合計が十分の一を超えないとき(前条に規定する場合を除く。)は、提案者は、異議申述期間を経過した日以後、遅滞なく、その旨を異議のある契約当事者に通知しなければならない。

2 異議のある契約当事者は、前項の規定による通知があった日から一月以内に、提案者に対し、その再生可能エネルギー設備の設置による収益を分収する権利を買い取るべきことを請求することができる。

3 前項の規定による請求に係る買取りの額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額以上でなければならない。

一 前項の規定による請求を行った異議のある契約当事者(以下「請求者」という。)

- が変更前の分収設備設置契約の存続期間の満了時に分収すると当該請求の時点において見込まれる再生可能エネルギー設備の設置による額として主務省令で定めるところにより算出した額
- 二 効力発生日から変更前の分収設備設置契約の存続期間の満了時までの間に生ずると当該請求の時点において見込まれる次に掲げる費用の額として主務省令で定めるところにより算出した額
- イ 請求者が負う当該分収設備設置契約に係る義務（請求者が設置地所有者である場合においては、設置者のためにその土地につきこれを再生可能エネルギー設備の設置又は運営の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を当該請求者に代わって提案者が履行するのに要する費用
- ロ 請求者が設置地所有者である場合においては、その土地を再生可能エネルギー設備の設置の目的に使用する権利を設定するのに要する費用
- 4 第二項の規定による請求がなかったとき、又は次の各号のいずれにも該当するときは、当該分収設備設置契約の当事者の全部が契約条項の変更（同項の規定による請求に係る買取りによるものを含む。第二十二条前段において同じ。）を承認したものとみなす。
- 一 第二項の規定による請求に係る買取りにより分収設備設置契約の当事者が設置地所有者、設置者及び設置費負担者のうちのいずれか一者とならなかったとき。
- 二 効力発生日までに第二項の規定による請求に係る買取りを提案者が行ったとき。
- 三 請求者が設置地所有者である場合においては、効力発生日までにその土地につき効力発生日から変更後の分収設備設置契約の存続期間の満了時までの間に再生可能エネルギー設備の設置の目的に使用する権利が設定されたとき。

- 5 前項各号のいずれかに該当しないときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。

第二十条 異議のある契約当事者の再生可能エネルギー設備の設置による収益の分収の割合の合計が十分の一を超えるときは、契約条項の変更は、その効力を生じない。

（分収設備設置契約に係る権利義務の承継）

第二十一条 第十九条第二項の規定による請求に係る買取りを行った提案者は、効力発生日に、請求者の当該分収設備設置契約に係る権利及び義務（請求者が設置地所有者である場合においては、設置者のためにその土地につきこれを再生可能エネルギー設備の設置の目的に使用する権利を設定する義務を除く。）を承継する。（契約条項の変更後の公告等）

第二十二条 提案者は、効力発生日以後、遅滞なく、契約条項の変更の内容その他の主務省令で定める事項を、公告するとともに、当該分収設備設置契約の他の当事者で知れているものに対し書面をもって通知しなければならない。契約条項の変更が効力を生じないこととなったときも、同様とする。

（主務省令への委任）

第二十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十七条第一項又は第二十二条の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者
- 二 第十七条第一項又は第二十二条の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者  
2 第五条第一項若しくは第二項又は第七  
条の規定に違反して、届出をせず、又は  
虚偽の届出をした者は、十万円以下の過

料に処する。

3 第十条から第十三条までの規定に違反  
した者は、十万円以下の過料に処する。